

新町地域に係る事業について

新町クリーンステーション(仮称)整備事業について

1. 事業の概要

この事業は、平成14年12月に施行されたダイオキシン類等に係る排ガス基準の強化による法改正に伴う対応措置を実施しなかったため、休止中の焼却施設である新町清掃センターを解体し、自己搬入による一般廃棄物の受入及び高浜クリーンセンターへの収集運搬効率を考慮した一時積替保管施設を整備します。

2. 今年度に行う事業

○新町クリーンステーション(仮称)建設工事

自己搬入によるごみや、地域で収集された資源・不燃ごみの一時積替保管施設の建設工事を実施します。

新たな施設については、市民の車両と収集車両の動線を分けることにより、市民の方々が、ごみの搬入を安心して行えるよう設計されています。

予定工期：平成24年7月から平成25年2月まで

3. 工事期間中の対応

新町クリーンステーション(仮称)の整備期間中においても、ごみの受入れを継続して行うことで市民サービスの確保を行ってまいります。

4. 既に完了した事業

○焼却炉棟等解体工事

平成23年度に実施した、焼却炉棟や煙突等の解体工事については、周辺住民の方々や、小・中学校関係者等のご理解・ご協力により、事故無く予定通りに完了することが出来ました。